

平成 30 年 1 月 25 日  
福祉保健部健康増進課  
衛生指導監 坂本 隆一  
電話 055-223-1494  
FAX 055-223-1499

報道関係者各位

## 山梨県のインフルエンザの発生状況について (中北保健所峡北支所管内で警報レベル入り)

平成 30 年第 3 週(1月15日~1月21日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

### インフルエンザの定点あたり報告数 中北保健所峡北支所管内:51.3人<sup>1</sup>

警報レベル基準値の 30.00 以上となったことから、中北保健所峡北支所管内はインフルエンザの警報レベル<sup>2</sup>に入ったと考えられます。

これらの地域で大きな流行が発生していると考えられることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

1 【中北保健所峡北支所管内】 8 定点医療機関の合計報告数 410 人 410 人 ÷ 8 医療機関 51.3

2 県内全体で定点 1 医療機関あたりの報告数が 1.00 を超える 流行期入り  
保健所管内で定点 1 医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル  
保健所管内で定点 1 医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

警報レベルにある保健所の管内人口の合計が、山梨県全体の人口の 30%を超えた場合に山梨県で警報レベルに入ったと考えられます。

#### 【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡北	峡東	峡南	富士・東部
3 週 (1/15 ~ 1/21)	56.8	64.2	51.3	67.9	28.3	51.0
2 週 (1/8 ~ 1/14)	32.6	34.1	24.4	44.4	20.7	32.1
1 週 (1/1 ~ 1/7)	14.7	16.4	12.0	18.0	11.3	13.1
52 週 (12/25 ~ 12/31)	19.4	25.0	10.6	16.7	9.33	24.0
51 週 (12/18 ~ 12/24)	9.00	8.79	7.75	6.43	2.33	14.7

参考：第2週から警報レベル入りしている保健所の管内人口の合計が山梨県全体の人口の30%以上となっているため、山梨県で警報レベルとなっています。

## インフルエンザの予防対策

### インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、外出時にはマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

### キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

### インフルエンザにかかったら

- ✓ 早めに医療機関を受診しましょう。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

(学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間(幼児は 3 日)は自宅で休息を取るようになっております。)

- ✓ 抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無によらず、異常行動に注意しましょう。

### 参考

山梨県感染症情報センターのホームページをご参照ください。

<http://www.pref.yamanashi.jp/eikanken/kansensyousenta.html>